

育児休業取得状況等報告書

【企業担当者記載欄】

1 企業名	本田工業株式会社
2 貴社の取組状況について	
(1) 男性の育児休業取得促進に取り組むきっかけ・背景	
・昨今の厚生労働省による育児・介護休業法の改正に伴い、日本社会全体において男性による育児休業の取得を促進するための動きが加速しつつあったため	
(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組	
・子供が生まれた男性社員に対し、育児休業取得の有無を確認するようになってきた。	
(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点	
・長期職場離脱による業務の停滞は最大の課題であったが、各職場において業務の属人化を改め、多能工化を促進するようになってきた。	
(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと	
・日頃から業務の多能工化を促進することで、誰が長期職場離脱しても業務が停滞しないように取り組んできた。	
(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください	
・現状、特にありません。	

【対象従業員記載欄】

1 育休取得期間	通算 32日間
2 育児休業の取得について	
(1) 育児休業を取得したきっかけ	
・子供は10月から保育園に入園予定なのに、妻の職場復帰が9月からに決まったため、自分が9月の1か月間は家で子供の世話をする必要があったため	
(2) 育児休業を取得して良かったこと	
・子供と遊ぶ時間が増えたこと	
・妻の家事を手伝う時間が増えたこと	
(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点	
・休業開始までに抱えていた仕事を最後までこなして、やり残しがないように努めた。	
・休業中に万が一のことがあれば、電話で対応できるようにしていた。	
(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かしていること	
・ベトナム人の自分にとっては、休業期間中に日本語を学ぶ時間も増えたので、職場復帰後は、職場でのコミュニケーション能力がレベルアップできたと思う。	
(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス	
・育児休業制度は、非常に良い制度だと思います。収入は若干減りますが、子供と過ごす時間が増え、日頃苦労をかけている妻に恩返しができました。	

(注意事項)

支給要綱第3条第1項第12号に基づき、本書への記載事項を県のWebサイトに掲載します。
なお、掲載に当たっては、その内容を事前に確認します。